

議案第 36 号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市情報公開条例の一部改正)

第1条 三豊市情報公開条例（平成18年三豊市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）」に改め、同号オ中「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等」を「独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人」に改める。

第14条第3項中「公開決定等」を「公開決定」に改める。

第17条第1項中「不適當」を「不適法」に改める。

(三豊市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 三豊市個人情報保護条例（平成18年三豊市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第5号オ中「市、国若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業」に改める。

第47条第2項中「市長又は」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【議案第36号関係】

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(行政文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 市の機関又は国、独立行政法人等、<u>他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)</u>が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に関する事務に対し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ <u>独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (5)・(6) 略 (第三者保護に関する手続) 第14条 略 2 略 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、<u>公開決定</u>をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。 (不服申立て) 第17条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決裁又は決定をすべき実施機関は、当該不	(行政文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 市の機関又は国、独立行政法人等<u>若しくは他の地方公共団体</u>が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に関する事務に対し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ <u>市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (5)・(6) 略 (第三者保護に関する手続) 第14条 略 2 略 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、<u>公開決定等</u>をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。 (不服申立て) 第17条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決裁又は決定をすべき実施機関は、当該不

服申立てが明らかに <u>不適法</u> であるときを除き、速やかに、三豊市情報公開審査会に諮問し、申立人に通知しなければならない。	服申立てが明らかに <u>不適当</u> であるときを除き、速やかに、三豊市情報公開審査会に諮問し、申立人に通知しなければならない。
2 略	2 略

【第2条関係】

三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号) 一部改正

改正後（案）	現 行
（保有個人情報の開示義務） 第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 市の機関、国の機関、市以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、市以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ <u>独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業</u>又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ (6)～(8) 略 （個人情報保護審議会） 第47条 略 2 審議会は、前項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営及び改善について、実施機関に意見を述べることができる。 3～11 略	（保有個人情報の開示義務） 第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 市の機関、国の機関、市以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、市以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ <u>市、国若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等</u>又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ (6)～(8) 略 （個人情報保護審議会） 第47条 略 2 審議会は、前項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営及び改善について、<u>市長又は</u>実施機関に意見を述べることができる。 3～11 略